

第三 身分取扱

○國民勤勞動員令又ハ船員動員令ニ依リ徵用セラレ陸軍ニ配當セラレクル者ノ身分取扱ニ關スル件

(昭一九、二、陸普四三七)

- 改正 昭二〇、四 陸普七七一
- 一 國民勤勞動員令又ハ船員動員令ニ依リ徵用セラレ陸軍ニ配當セラレタル者ハ陸軍徵員又ハ陸軍徵用工員ト稱シ宣誓セシムルモノトス
 - 二 陸軍徵員ノ身分取扱ハ夫々臨時囑託、雇員又ハ傭人ニ準ズ但シ官吏タル者及官吏待遇者タルモノハ各其ノ固有ノ身分ニ依リ徵用工員ノ身分取扱ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル
 - 三 陸軍徵員ニシテ陸軍ニ在リテ勤務スルコトヲ志望シ配當ヲ受ケタル部隊長適任ト認メ現雇主(陸軍部外ノ官公署ニ屬スル者ニアリテハ所屬長)亦之ヲ承諾シタル場合ハ少クモ徵用令書記職ノ期間退官、退職セザルヲ條件トシ編制定員ノ範圍内ニ於テ當該部隊ノ陸軍ノ文官、囑託、雇員又ハ傭人ニ採用スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ豫メ徵用解除ノ手續ヲ爲スモノトス
 - 四 陸軍徵員ニシテ功績顯著ナルモノ公務ニ因ル傷疾疾病ノ爲危篤ニ陥リ

○第三 身分取扱

〔國勤〕

タル場合ハ徵用ヲ解除シ陸軍ノ囑託、雇員又ハ傭人ト爲シタル上昭和十九年勅令第五號各處職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例ニ基キ優遇スルコトヲ得

五 文官任用又ハ待遇付與ノ上申手續ニ關シテハ昭和十二年七月陸普第四四八三號任用、進退上申規定ニ依ルノ外第三號所定ノ願書及承諾書各四通ヲ添付スルモノトス

別紙第一

採用願書
昭和 年 月 日
陸軍徵員 何 某

徵用令書記職ノ期間以上陸軍ニ於テ勤務致度ニ付御採用相成度雇主何某ノ承諾書添付願出候也

別紙第二

承諾書
昭和 年 月 日
雇主上ノ關係 何 某
陸軍徵員何某陸軍ニ於テ勤務志望ニ付雇備ヲ解約シ貴部隊ニ採用セララルコトヲ承諾ス

○學徒勤勞令等ニ依リ陸軍部隊又ハ陸軍ノ管理監督ニ係ル工場等ニ協力スル者死歿又ハ負傷セル場合ノ取扱ニ

一七五

0378

第三 身分取扱

關スル件

(昭二〇、二) (陸軍密四一)

學徒勤勞令、國民勤勞報國協力令及女子挺身勤勞令ニ依リ陸軍部隊及陸軍ノ管理監督ニ係ル工場事業場又ハ軍需會社法ニ依リ指定セラレタル陸軍所管ノ工場事業場ニ協力シ業務ニ從事中事故ニ因リ死傷若ハ負傷セル者ノ取扱ニ關シテハ從來ノ規定ニ依ルノ外左記ノ通り定メラレタルニ付依命通牒ス

左記

一、學徒勤勞令ニ依リ陸軍部隊ニ協力シ死傷若ハ負傷セル者

(イ) 戦死戦傷死ニ相當スル者(昭一三陸普第六三三一戰傷、戰病等ノ定義ニ關スル件、第二號第三號ニ相當スル死傷者)ニシテ勅令ノ定ムル判

任文官タルノ資格ヲ有スル者ハ囑託又ハ雇員トナシタル上昭和十九年勅令第五號各職職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例ニ依リ陸

軍判任文官ニ任用スルコトヲ得

(ロ) 前項ノ適用ヲ受ケサル死傷者及負傷者ハ有給ノ囑託雇員又ハ傭人タル臨時ノ軍屬トナスコトヲ得

(ハ) 前二項該當者ノ救恤ニ關シテハ昭和十六年陸支普第一九五〇號別紙内規第二ヲ準用スルコトヲ得但シ弔慰金ニ關シテハ昭和十九年陸支普第二

一四三號別冊(昭和十九年總勅第十一號)ニ依ルモノトス

二、國民勤勞報國協力令及女子挺身勤勞令ニ依リ陸軍部隊ニ協力シ死傷若ハ負傷セル者

從來ノ規定(昭十六陸支普第一九五〇號及昭一九陸支普第一四七八號)ニ依ル、但シ戰死、戰傷死ニ相當スル者ニ就テハ第一號(イ)ヲ準用スルコト

ヲ得

三、學徒勤勞令、國民勤勞報國協力令及女子挺身勤勞令ニ依リ陸軍ノ管理監督ニ係ル工場事業場又ハ軍需會社法ニ依リ指定セラレタル陸軍所管ノ

工場事業場ニ協力シ死傷セシ者

昭和十七年陸軍密第一〇八六號左記第一第二ヲ準用スルコトヲ得

四、前各號ノ規定ハ昭一九、一二、一一次降ノモノニ付之ヲ適用ス

○船員動員令ニ依ル陸海軍配屬船員應徵船員ノ身分及給與ニ關スル件

(昭二〇、三、八) (陸軍密八三八)

協定書

運輸通信省ヨリ陸海軍各部隊ニ配屬セラレタル待遇官吏タル船員及陸海軍徵備船等ニ配置セラレタル應徵船員ノ身分及給與等ニ關シ陸軍省、海軍省及運輸通信省間ニ左記各條ヲ協定ス

昭和二十年一月二十五日

陸軍	次官	氏	名	園
海軍	次官	氏	名	園
運輸通信	次官	氏	名	園

記

第一條 大東亞戰爭ニ際シ陸海軍各部隊ニ配屬セラレタル待遇官吏タル船員(以下單ニ配屬船員ト稱ス)及陸海軍徵備船等ニ配置セラレタル應徵船員(以下單ニ應徵船員ト稱ス)ノ身分及給與等ニ關シテハ別段ノ定メアル場合ノ外本協定ノ定ムル所ニ依ル

〔國勅〕

第二條 配屬船員及應徵船員ハ軍屬トシ配屬船員ニアリテハ運輸通信省職員タルノ身分ハ之ヲ保有スルモノトス

配屬船員ノ軍屬ノ階級ハ運輸通信省ニ於ケル階級ニ依ル但シ特殊ノ場合ハ關係省協議ノ上之ニ依ラサルコトヲ得

第三條 配屬船員ノ配屬期間ハ配屬發令アリタル日ヨリ配屬解除ノ日迄トス

陸軍又ハ海軍ニ於テ徵傭船舶ノ徵傭ヲ解除シタルトキハ之ニ乗組中ノ配屬船員ノ配屬ハ之ヲ解除シ應徵船員ニ在リテハ徵用ノ變更ヲ爲スモノトス但シ沈没等ニ因リ船舶ノ徵傭ヲ解除シタルトキハ傷病疾病船員ニ在リテハ概ネ其ノ全快ニ至ル迄其ノ他ノ遭難船員ニ在リテハ特ニ必要アル場合ノ外内地歸著ニ至ル迄配屬ノ解除又ハ徵用ノ變更ヲ延期スルモノトス

配屬期間相當長期ニ互リ配屬解除ヲ適當トスル場合、軍屬トシテ適當ナラスト認メタル場合其ノ他必要アル場合ハ關係省協議ノ上配屬ヲ解除スルモノトス

第四條 配屬船員及應徵船員(別ニ定ムルモノヲ除ク)ノ配乗ノ實務ハ船舶運管會ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトス

「配乗ノ實務」ハ「配乗ニ關スル下準備」ノ意ト解ス

第五條 配屬船員ハ所屬部隊長ノ指揮命令ニ從ヒ船舶運航ノ業務ニ従事ス

第六條 配屬船員ニ對スル賞罰ハ陸軍又ハ海軍ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ都度運輸通信省ニ通牒スルモノトス

第七條 陸軍省又ハ海軍省ハ毎年四月一日及十月一日現在ヲ以テ過去六ヶ月間ニ於ケル配屬船員ノ勤務成績其ノ他必要事項ヲ運輸通信省ニ通牒ス

第三 身分取扱

ルモノトス

應徵船員ニシテ拔擢任用其他特ニ必要アリト認ムルトキハ陸軍省又ハ海軍省ハ其ノ勤務成績其ノ他必要事項ヲ其ノ都度前項ニ準シ運輸通信省ニ通牒スルモノトス

第八條 配屬船員ニ對スル官等階級及階格ハ運輸通信省ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ都度陸軍省又ハ海軍省ニ通牒シ陸軍省又ハ海軍省ニ於テ本人ニ通達スル如ク處置スルモノトス

配屬船員ニ對スル官等階級及階格ハ運輸通信省ニ於テ當方ト協議ノ上之ヲ行フノ意ト解ス

第九條 配屬船員ノ基本給料ハ昭和二十年一月二十四日陸軍省令第一號「應徵船員給與規則」ニ依リ運輸通信省ニ於テ之ヲ決定シ(要スレハ陸軍省又ハ海軍省ト協議スルモノトス)陸軍省又ハ海軍省ニ通知スルモノトス

配屬船員死亡シ又ハ傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキハ昭和二十年

運輸通信省省令第一號「應徵船員死傷病手当支給規則」ニ準シ給

與セラルヘキモノトス

本條以外ノ事項ニシテ應徵船員給與規則及應徵船員死傷病手当支給規則ニ依リ運輸通信大臣ノ命令又ハ其ノ定ムル事項ニ付テハ運輸通信省ヨリ豫メ當方ト協議スルモノトス

配屬船員及應徵船員ノ諸手當(退職手當ヲ含ム)賞與及旅費ニ關シテハ陸軍省、海軍省及運輸通信省協議ノ上略同ノ額トナル如ク定ムルモノトス

〔國勤〕

0380

第三 身分取扱

配屬船員及應徵船員ニ對スル糧食、食料及加給品(戰時特別給與品)等ノ支給、被服ノ貸與又ハ支給並ニ治療ハ所屬部隊ノ軍人軍屬ニ準スルモノトス

配屬船員及應徵船員ニ對スル給與ハ陸軍又ハ海軍ヨリ支給スルモノトシ金錢給與ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依リ船舶運管會ニ之カ支拂事務ヲ委託スルモノトス

配屬船員及應徵船員ノ制服ノ調達ニ關シテハ陸軍又ハ海軍ニ於テ勉メテ斡旋スルモノトス

第十條 船員勅令第十五條第二項第一號ノ旅費ヲ陸軍又ハ海軍ニ於テ支給スルハ陸軍又ハ海軍ノ徵備船等ニ配置セラルヘキ船員ニ限ルモノトシ出頭ノ場所ハ豫メ運輸通信省ヨリ陸軍省又ハ海軍省ニ協議スルモノトス

第十一條 配屬船員生死不明又ハ死亡シタル際ハ陸軍省又ハ海軍省ハ運輸通信省ニ通報スルモノトス

第十二條 配屬船員及應徵船員死亡ノ際遺骨ハ留守部隊若ハ聯隊區司令部又ハ所管鎮守府若ハ警備府ヲ經テ其ノ遺族ヘ之ヲ交付スルモノトス

○帝國内ニ在ル陸軍ノ管理、監督ニ係ル工場事業場ニ在籍スル者ニシテ其ノ業務ニ從事中戰爭ノ際ニ於ケル戰爭行為ニ因リ死歿セシモノノ身分取扱ニ關スル件 (昭一七、四) (陸密一〇八六)

帝國内ニ在ル陸軍ノ管理、監督ニ係ル工場事業場ニ在籍中ノ者ニシテ其ノ業務ニ從事中戰爭ニ於ケル戰闘行為ニ因リ死歿セシモノノ身分取扱ニ關シテハ左記各號ニ依ルコトニ定メラレタルニ付依命遵行ス

左記

- 一、死歿ノ日ニ於テ當該工場、事業場ヲ管理、監督スル部隊ノ軍屬トナスモノトス
- 二、前號ノ規定ニ依ル軍屬ノ身分ハ囑託員雇員又ハ傭人トシ無給トス
- 三、前各號ノ規定ハ昭和十七年四月十八日以降ニ於ケル死歿者ノ取扱ニ之ヲ適用ス

0381